

暴言・暴力・不当な要求等撲滅宣言

暴言・暴力・不当な要求等は、職員を疲弊させ、円滑な診療や業務の中断、遅延により、他の患者・利用者さんに影響を与える、看過できない問題です。

三重県厚生連は、暴言・暴力・不当な要求等を断じて許さず、安全で質の高い医療・介護サービスの提供を行うため、患者・利用者さんと医療者との良好な信頼関係を築けるよう取り組んでいきます。

当センターでは、下記の行為をされた場合、診察をお断りする場合がありますので、ご了承ください。また、暴言・暴力・不当な要求等によって、当センターの業務に支障をきたすと判断した際は、患者・利用者さん、家族の皆さん、職員の安全確保のために、警察に通報するなど迅速に対応いたします。

記

- 診療や業務を妨害する行為
- 暴言、暴力、威嚇行為、その他の迷惑行為
- 当センターの規則に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
- 過度な要求行為
- 器物破損行為
- 危険物を持ち込む行為
- セクシャル・ハラスメント行為
- 文書作成等に関する強要や執拗な面談要求行為
- 正当な理由なく施設内に立ち入り、長時間とどまる行為
- プライバシーを侵害する行為（盗撮・無断録音等）

以上

令和4年4月1日

南島メディカルセンター